

新宮町告示第82号

平成30年第2回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

平成30年5月31日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 平成30年6月5日

2 場 所 新宮町議会議場

○開会日に応招した議員

上畝地白馬君	森 秀司君
安武 寛憲君	庵原 伸一君
大牟田直人君	高木 義輔君
横大路政之君	牧野真紀子君
松井 和行君	北崎 和博君

○6月6日に応招した議員

全員

○6月14日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

平成30年 第2回(定例)新宮町議会会議録(第1日)

平成30年6月5日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成30年6月5日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第60号議案 専決処分について(新宮町税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第4 第61号議案 専決処分について(新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第5 第62号議案 専決処分について(平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について)
- 日程第6 第63号議案 専決処分について(平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について)
- 日程第7 第64号議案 専決処分について(平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について)
- 日程第8 第65号議案 専決処分について(平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について)
- 日程第9 第66号議案 専決処分について(平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について)
- 日程第10 第67号議案 専決処分について(平成29年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について)
- 日程第11 第68号議案 専決処分について(平成29年度新宮町一般会計補正予算について)
- 日程第12 第69号議案 新宮町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第70号議案 新宮町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第14 第71号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第72号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第16 第73号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第17 第74号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について

- 日程第18 第75号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第19 第76号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第20 第77号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第21 第78号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第22 第79号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）新宮町立新宮東中学校新築工事）
- 日程第23 第80号議案 工事請負契約の変更について（新宮ふれあいの丘公園造成工事（第8工区））
- 日程第24 第81号議案 工事請負契約の変更について（新宮ふれあいの丘公園グラウンド（A）整備工事（第3工区））
- 日程第25 第82号議案 字の区域及び名称の変更について
- 日程第26 第83号議案 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更について
- 日程第27 第84号議案 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第28 第85号議案 福岡都市圏広域行政事業組合同規約の一部変更に関する協議について
- 日程第29 第86号議案 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第30 第87号議案 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第31 第88号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第32 第89号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について
- 日程第33 発議第1号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書について
- 日程第34 報告第8号 平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第35 報告第9号 平成29年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第36 報告第10号 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第37 報告第11号 平成29年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第38 報告第12号 平成29年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第39 報告第13号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第40 報告第14号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第60号議案 専決処分について（新宮町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 第61号議案 専決処分について（新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第5 第62号議案 専決処分について（平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について）
- 日程第6 第63号議案 専決処分について（平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について）
- 日程第7 第64号議案 専決処分について（平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について）
- 日程第8 第65号議案 専決処分について（平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について）
- 日程第9 第66号議案 専決処分について（平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について）
- 日程第10 第67号議案 専決処分について（平成29年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について）
- 日程第11 第68号議案 専決処分について（平成29年度新宮町一般会計補正予算について）
- 日程第12 第69号議案 新宮町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第70号議案 新宮町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第14 第71号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第72号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第16 第73号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第17 第74号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第18 第75号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第19 第76号議案 平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第20 第77号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第21 第78号議案 平成30年度新宮町一般会計補正予算について

- 日程第22 第79号議案 工事請負契約の変更について（（仮称）新宮町立新宮東中学校新築工事）
- 日程第23 第80号議案 工事請負契約の変更について（新宮ふれあいの丘公園造成工事（第8工区））
- 日程第24 第81号議案 工事請負契約の変更について（新宮ふれあいの丘公園グラウンド（A）整備工事（第3工区））
- 日程第25 第82号議案 字の区域及び名称の変更について
- 日程第26 第83号議案 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更について
- 日程第27 第84号議案 福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について
- 日程第28 第85号議案 福岡都市圏広域行政事業組合同規約の一部変更に関する協議について
- 日程第29 第86号議案 福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第30 第87号議案 福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について
- 日程第31 第88号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第32 第89号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について
- 日程第33 発議第1号 国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書について
- 日程第34 報告第8号 平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第35 報告第9号 平成29年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第36 報告第10号 平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第37 報告第11号 平成29年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第38 報告第12号 平成29年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第39 報告第13号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第40 報告第14号 例月出納検査結果報告について

出席議員（10名）

1 番	上畝地白馬君	2 番	森 秀司君
3 番	安武 寛憲君	5 番	庵原 伸一君
6 番	大牟田直人君	7 番	高木 義輔君
9 番	横大路政之君	11番	牧野真紀子君
12番	松井 和行君	13番	北崎 和博君

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	長崎 武利君	副町長	……………	吉村 隆信君
副町長	……………	福田 猛君	教育長	……………	宮川 優子君
総務課長	……………	中野 哲之君	政策経営課長	……………	太田 達也君
地域協働課長	……………	笠井与志則君	都市整備課長	……………	本田陽一郎君
上下水道課長	……………	森 一彦君	産業振興課長	……………	竹上 健君
環境課長	……………	安河内正路君	住民課長	……………	尾田 繁男君
健康福祉課長	……………	桐島 光昭君	税務課長	……………	高橋 忠久君
会計管理者	……………	末永富士美君	学校教育課長	……………	阿部 宏紀君
社会教育課長	……………	西田 大輔君	子育て支援課長	……………	大原 稲子君
代表監査委員	……………	吉田 雅文君			

午前9時30分開会

○議会事務局長(井上 和広君) 開会前に連絡いたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードに設定していただくか電源を切っていただくか、操作確認をお願いします。

○議長(北崎 和博君) 開会前ではございますが、本町では環境への負荷の軽減を図るためのエコオフィスに取り組んでおり、空調温度設定の適温化を実施しています。

議会といたしましても、この取り組みの推進を行うため、ノーネクタイなどのエコスタイルで臨んでいます。御理解、御協力をお願いいたします。

○議会事務局長(井上 和広君) 起立、礼。おはようございます。御着席ください。

○議長(北崎 和博君) ただいまから、平成30年第2回新宮町議会定例会を開会します。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(北崎 和博君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、9番横大路政之議員、11番牧野真紀子議員、事故に備えて12番松井和行議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長(北崎 和博君) 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの10日間といたしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北崎 和博君) 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月14日までの10日間と決定いたしました。

会期中の日程は別に配付いたしております定例会会期日程表のとおりですので、議員並びに執行部の御協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長(長崎 武利君) おはようございます。本日、ここに平成30年第2回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様の御出席をいただきありがとうございます。

さて、この数カ月間の社会情勢の中で気になることと言えば、北朝鮮をめぐる情勢がこれまでになく緊迫していることではないでしょうか。初の米朝首脳会談が開催されることになってはおりますが、朝鮮半島の非核化をめぐり、米朝の思惑には大きな溝があり、まだまだ予断を許さない状況にあると言えます。平和こそ崇高で尊いものだという理念のもと、国際社会と力を合わせ、ぜひとも外交交渉で解決をしてほしいものだと思っております。

町政につきましては、平成31年に開校いたします新設中学校建築工事と隣接するふれあいの丘公園造成工事がいよいよ大詰めを迎えております。並びに新宮中学校給食室等、新設改修工事

も順調に進んでおります。また、平成29年度のふるさと納税につきましては、10億円をはるかに超え、ふるさと応援基金に4億円を積み立て、うち3億3,000万円を平成30年度の各事業に充当させることといたしました。

これから梅雨時期を迎えます。昨年は7月5日に朝倉市をはじめとする県南地方に豪雨災害が発生し、多くの命が奪われました。ライフラインもまだまだ復旧のめどが立たず、7月には本町からも1カ月間、職員を応援派遣することにいたしております。

災害は起こらないことが一番いいわけではございますが、もしもというときには、最新の防災行政無線システムを十分に活用し、併せて昼夜を問わない職員配備など防災対策にも万全を期してまいりたいと考えております。

それでは本日提案をいたしております議案は、専決処分の報告9件、条例の制定、改正2件、平成30年度補正予算8件、契約及び字の区域名称変更4件、一部事務組合等の外部規約の変更7件、計30議案、諸報告7件となっております。なお、最終日には追加議案を予定いたしております。

よろしく御審議いただきまして、御議決くださいますようお願いをいたしまして、議会招集のあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（北崎 和博君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第60号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第3、第60号議案、専決処分について、新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（高橋 忠久君） おはようございます。第60号議案、専決処分、新宮町税条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明いたします。

今回の主な改正点は、個人住民税の基礎控除等の見直し、平成30年度の評価替えに伴い、現行の土地にかかる固定資産税の負担調整措置等の継続、地方のたばこ税の税率引き上げ等の見直しなどです。次のページに専決処分書をつけております。その次の1ページから18ページまでは改正条文で、19ページ以降は新旧対照表となっております。主な改正点を参考資料の新旧対照表で説明いたします。

20ページをお願いします。第24条、個人町民税の非課税の範囲について、障害者等の非課税限度額が125万円から135万円に引き上げるものとなっております。

21ページをお願いします。第34条の2、所得控除についてですが、所得金額が2,500万円以上のものは基礎控除額が適用しなくなったこと。また、給与所得控除額及び公的年金控除

額が一律10万円引き下げとなりますが、基礎控除額は10万円引き上げられるものとなっております。

25ページをお願いします。第47条の3、特別徴収義務者は法規定整備による字句改正でございます。

27ページをお願いします。第48条、法人の町民税の申告納付は、大法人に対する電子申告による提出の義務化について規定したものです。

35ページをお願いします。第92条、製造たばこの区分及び第93条の2、製造たばことみなす場合については、今回加熱式たばこの規定を加えたことによる改正です。

36ページをお願いします。第94条、たばこ税の課税標準は加熱式たばこにかかる紙巻たばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻たばこに換算する方法とするものです。

40ページをお願いします。第96条、たばこ税の課税免除は条例の項ずれによるものです。

44ページをお願いします。附則第10条の2、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合は、条例の項ずれによる改正と、その次の45ページの第13号は、国の生産性革命集中投資期間として、今後3年間、中小企業の設備投資の促進に向けて、中小企業で年平均3パーセント以上の労働生産性向上を見込む等、一定条件を満たした企業の新規取得整備の固定資産税の償却資産税が最大3年間ゼロというもので新設となっております。

同じく45ページ。新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとするものがすべき申告の附則第10条の3、第3号から48ページ第11項は項ずれによるものとなっております。

49ページをお願いします。第12号は、バリアフリー改修が行われた劇場や音楽等に係る税額の減額措置を新設したものです。

50ページをお願いします。附則第11条、各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義ですが、30年度は固定資産税の評価替えの年ということで、負担調整措置を3年延長するなどの年度更新を行っています。

以降の固定資産税に関する箇所も同様でございます。

57ページから67ページ以降については、たばこ税は紙巻たばこ、加熱式たばこについては段階的に税率を上げていくもので、最終的に紙巻たばこ1本当たり現行の約12円から約15円の税額となります。加熱式たばこも同額近くになります。

施行の時期につきましては、原則平成30年4月1日施行ですが、個人住民税の基礎控除等の見直しについては、3年後の課税分から。

たばこ税については、紙巻たばこが4年にかけて、加熱式たばこが5年にかけて税率を段階的に上げていくものでございます。なお、改正条文は割愛とさせていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 先ほどバリアフリーの関係で、減額ってということで、そういうふうなことで改修工事をした場合、免除っていうふうな説明がありましたけど、それはバリアフリーを考慮したときだけで、それ以外の分について何か今度、税率改正で免除になるのかなっていうふうなことをちょっとお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 税務課長。

○税務課長（高橋 忠久君） はい、バリアフリーについてですけど、こちらについては劇場や音楽堂、新宮町にはございませんけど近くにおきましてはキャナルシティや博多座等についてのごとでございますので、通常のバリアフリーの改修とはちょっと違っております。音楽堂や劇場についてのみです。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第60号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第60号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第4. 第61号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第4、第61号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、第60号議案、専決処分について、新宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、平成30年3月31日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。

1ページをお開きください。

新宮町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。第2条第2項ただし書中54万円を58万円に改める。第23条中54万円を58万円に改め、同条第2号中27万円を27万5,000円に改め、同条第3号中49万円を50万円に改める。

附則としまして、施行期日第1条、この条例は平成30年4月1日から施行する。

適用区分として第2条、改正後の新宮町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年

度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。2、3ページに改正の新旧対照表を添付しております。

4ページ、こちらの参考資料2で改正内容を説明いたします。

第2条につきましては、保険税限度額の変更として記載のとおり、基礎課税額の限度額54万円を58万円にすることにより、国民健康保険税の限度額を89万円から93万円に改正するものです。

次に第23条につきましては、低所得者にかかる保険税軽減の変更として、記載のとおり5割軽減の算定をする際の額、27万円を27万5,000円に、2割軽減の算定をする際の額49万円を50万円にそれぞれ改正するもので、このことにより軽減対象世帯の拡充を図るものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第61号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第61号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第5. 第62号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第5、第62号議案、専決処分について、平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） 第62号議案、専決処分について、平成29年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

まず歳出の説明をいたします。10ページ、11ページをお願いします。

1款2項1目事業費のうち、11節需用費の燃料費の減ですが、これは軽油の単価が当初予算で計上していた額より下がったことによるものです。

次に8ページ、9ページ、歳入を説明いたします。

1款1項1目事業収入のうち、1節渡船料金605万8,000円の増額についてですが、往復券利用者は、当初の見込みより少なかったことにより、61万6,000円の減、一般券利用者は逆に多く667万4,000円増加したことによるものです。

2節定期料金ですが、工事業者等の購入により33万2,000円の増、3節団体料金及び6

節一般貨物ですが、いずれも当初見込みより少なかったことによる減となります。

4款1項1目一般会計繰入金は収支調整となります。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第62号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第62号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第6. 第63号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第6、第63号議案、専決処分について、平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、第63号議案、専決処分について、平成29年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、平成30年3月31日付けで専決処分しましたので、報告し承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。

御説明のほうは、歳出から主なものを説明させていただきます。

16、17ページをお願いいたします。

2款保険給付費ですが1項療養諸費、次ページの18、19ページの2項高額療養費、3項移送費、4項出産育児諸費及び次ページ20、21ページの5項葬祭費につきまして、それぞれの給付実績等が当初見込みより少なかったため減額したものです。特定財源につきましては、目ごとに説明いたします。

戻りまして16、17ページをお願いいたします。

2款1項1目被保険者療養給付費につきましては、特定財源といたしまして国県支出金、3款1項1目療養給付費等負担金のうち、3,230万9,000円。同じく、2項1目財政調整交付金のうち、マイナス49万9,000円。6款2項1目財政調整交付金のうち817万7,000円を充てるものです。同じく、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、特定財源といたしまして、その他の財源4款1項1目療養給付費等交付金のマイナス962万円を充てるものです。同じく、3目一般被保険者療養費につきましては、特定財源といたしまして国県支出金、3款1項1目療養給付費等負担金のうち39万7,000円。同じく、2項1目財政調整交付金のうち、マイナス2万9,000円。6款2項1目財政調整交付金のうち、12万3,000円を充

てるものです。同じく、4目退職被保険者等療養費につきましては、その他財源4款1項1目療養給付費等交付金のマイナス7万9,000円を充てるものです。

18、19ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましては、特定財源といたしまして国県支出金、3款1項1目療養給付費等負担金のうち、360万7,000円。同じく、2項1目財政調整交付金のうち、マイナス6万7,000円。6款2項1目財政調整交付金のうち92万4,000円を充てるものです。同じく、2目退職被保険者等高額療養費につきましては、その他財源4款1項1目療養給付費等交付金のマイナス231万1,000円を充てるものです。同じく、3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましては、財源更正になります。

特定財源といたしまして国県支出金、3款1項1目療養給付費等負担金のうち、マイナス1万8,000円。6款2項1目財政調整交付金のうち、マイナス1,000円を充てるものです。同じく、4項1目出産育児一時金につきましては、特定財源といたしましてその他財源8款1項1目3節出産育児一時金等繰入金マイナス173万5,000円を充てるものです。

20、21ページをお願いいたします。

3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、財源更正です。

特定財源といたしまして国県支出金、3款1項1目療養給付費等負担金のうち、マイナス60万2,000円。同じく2項1目財政調整交付金のうち、マイナス308万9,000円。

6款2項1目財政調整交付金のうち、マイナス515万2,000円を充て、その他財源として4款1項1目療養給付費等交付金のうち、109万2,000円を充てるものです。

6款1項1目介護納付金につきましても、財源更正となります。

特定財源といたしまして国県支出金、3款1項1目療養給付費等負担金のうち、マイナス31万2,000円。同じく、2項1目財政調整交付金のうち、11万7,000円。

6款2項1目財政調整交付金のうち、マイナス194万7,000円を充てるものです。

次に、7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金及び2目の保険財政安定化事業拠出金につきましては、拠出金額の確定によるものです。

特定財源といたしまして、1目は国県支出金、3款1項2目高額療養費共同事業負担金マイナス955万2,000円。

6款1項1目高額療養費共同事業負担金マイナス1,133万1,000円。

その他の財源として、7款1項1目共同事業交付金マイナス2,548万8,000円を充てるものです。同じく、2目はその他財源として、7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金、マイナス45万円を充てるものです。

22、23ページをお願いいたします。

8款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、8節報償費、12節役務費、13節委託料の執行残によるものです。

特定財源といたしまして国県支出金、3款2項1目財政調整交付金のうち、マイナス44万円を充てるものです。

続きまして、歳入のほうの説明をさせていただきます。戻りまして8、9ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税及び2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、それぞれ被保険者の異動等により増減となっております。

10、11ページをお願いいたします。

3款から次のページの7款までは、国、県、診療報酬支払基金及び国保連合会からの負担金等の額の確定による増減でございます。

14、15ページをお願いいたします。

8款1項1目一般会計繰入金の3節出産育児一時金等繰入金、4節財政安定化支援事業繰入金につきましては、実績額の確定に伴う減額、5節その他の一般会計繰入金は、収支の調整により減額となっております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 20ページの高額医療共同事業医療費拠出金で、21万6,000円の確定額について、その国、県とその他が非常に減って、一般財源が4,774万2,000円と多くなってますけど、これは何か理由があるわけですか。

○議長（北崎 和博君） 住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、この事業は福岡県内の保険者が互いに拠出し合って、そして交付金として返ってくるんですが、その拠出も医療費とあとは財政能力等を見て拠出されますので、かなりの額の拠出となるんですけども、これは今年から県が財政運営の主体となることでこの事業は今年度で終わりますので、拠出額も確定したと同時に交付額も、それから先の拠出金等を勘案しながら減額になってるとのことです。

その関係で当初より、かなり落ちますけども新宮町が拠出した分に対する交付金が、この額で確定となっておりますというところです。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） だから、よくわからなくて、もう一度説明してください。

事業主体が福岡県のほうに国民健康保険が移ったっていうのはわかるんですけど、その関係とこれがどういうふうなのか、私は4,700万円が非常に高額医療費が確定したのに、国県が減ってるので一般財源の持ち出しが4,700万円として非常に多くなっているの、その理由

は何かというふうなことでお尋ねしましたら、説明が少しわかりにくいのでわかりやすくお願いいたします。

○議長（北崎 和博君） 住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、すいません。当然、当初予算額から3月の補正でかなりの額を落としているんですが、全然交付金額の確定、交付金のほうを全然扱っておりませんでしたので、それから見たら当初予算額をちょっと手持ちにないのではっきり言えないんですけど、1億円を超えてる当初予算額だったと思います。

それにあたってた交付金、それを3月のときに落とさずに、ここで全部落としてるので、かなり落ちる形になっているというところが現状です。

○議長（北崎 和博君） はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 専決処分にしておるので、3月31日現在でやっているの、その中身を聞いているので、当初予算との比較を聞いているわけではなく、あくまでも6,800万円で決算額が出ているので、それに対する国県支出金が減って、その他が減って、一般財源の持ち出しが4,800万円多くなってるから、それはどうしてかって聞いているということで、ちょっと当初予算の比較を言われるようでしたら、当初予算がどうなって、この決算額になるかっていうのをちょっと説明してもらわんと。

非常に持ち出しが多いんじゃないかということをお伺いします。

○議長（北崎 和博君） 暫時休憩します。

午前10時01分休憩

.....

午前10時04分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、すいません。変なことを言って申し訳ございません。

この件につきましては国、県、そして国保連からの額の確定通知による確定額が出ましたので、それにあわせての減額になります。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。いいですか。はい、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第63号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第63号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第7. 第64号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第7、第64号議案、専決処分について、平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、第64号議案、専決処分について、平成29年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、平成30年3月31日付けで専決処分しましたので、報告し承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。

では、歳出のほうから説明させていただきます。

10、11ページをお開きください。1款1項1目一般管理費につきましては、12節役務費、郵送料の執行残を減額するものです。

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の19節負担金補助及び交付金につきましては、広域連合納付金額の確定により減額をするものでございます。

3款1項1目保険料還付金は、23節償還金利息及び割引料の還付金及び還付加算金の執行残を減額するものです。

続きまして、歳入のほうに移らせていただきます。8、9ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料及び2目普通徴収保険料は、被保険者の異動等による増減となっております。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、収支調整による減額となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第64号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第64号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第8. 第65号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第8、第65号議案、専決処分について、平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） 第65号議案、専決処分について、平成29年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について御説明いたします。

最初に歳出から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

2款1項1目医療用機械器具費のうち、18節医療用器具購入費の減につきましては契約による減、同2目医療用衛生材料費のうち、11節需用費、医薬材料費の減につきましては執行残によるものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。戻りまして8、9ページをお願いいたします。

1款2項1目総務手数料の1節証明手数料につきましては、その額が確定したため4,000円の減。

2款1項1目診療所運営費補助金及び同2目医療施設等設備整備費補助金につきましては、額の確定によるもので合わせて30万3,000円の減。

一つ飛びまして、5款1項1目雑入の雇用保険料被保険者負担金につきましては、主に掛け率の変更によるもの。

戻りまして最後に、3款1項1目一般会計繰入金につきましては、収支調整のため53万1,000円減額するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第65号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第65号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第9. 第66号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第9、第66号議案、専決処分について、平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第66号議案、専決処分について御説明をいたします。

平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について、平成30年3月31日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるものでございます。次のページに専決処分書を添付しております。

10ページ、11ページをお願いいたします。歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目事業費の 1,034 万 8,000 円の減の主なものは、平成 30 年 1 月 26 日の臨時会において御議決いただきました相島渇水対策による海水淡水化装置導入に伴う関連経費の平成 29 年度分精算による執行残及び 15 節の工事請負費で、第 1 貯水池のポンプ施設の更新工事費の確定による執行残を減額するものでございます。

特定財源ですが、国県支出金 2,000 円の減は、3 款 1 項 1 目 1 節の簡易水道等施設整備費補助金の確定によるものでございます。

これに充てます財源といたしまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳入の主なものは、3 款 1 項 1 目の簡易水道等施設整備補助金の減は、特定財源で説明したとおりでございます。

4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金の減は、収支調整で 1,034 万 6,000 円を減額しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 66 号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第 66 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第 10. 第 67 号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第 10、第 67 号議案、専決処分について、平成 29 年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第 67 号議案、専決処分について御説明いたします。

平成 29 年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について、平成 30 年 3 月 31 日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるとのことでございます。

次のページに専決処分書を添付しております。10 ページ、11 ページをお願いいたします。

歳出から御説明申し上げます。

1 款 1 項 1 目排水施設管理費の 34 万 2,000 円の減は、医薬材料費、光熱水費、排水施設工事費の執行残を減額するものでございます。

これに充てます財源といたしまして 8 ページ、9 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、収支調整で 98 万 4,000 円を減額しております。

3款1項1目の繰越金は前年度繰越金が確定しておりますので、64万2,000円を増額しております。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第67号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第67号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第11．第68号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第11、第68号議案、専決処分について、平成29年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第68号議案、専決処分について、平成29年度新宮町一般会計補正予算について平成30年3月31日付けで専決処分したので、報告し承認を求めるものでございます。

次のページに専決処分書を添付いたしております。1ページをお願いいたします。

第2条繰越明許費の補正、第3条地方債の補正につきましては、6ページのほうになります。

6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正は、追加で4款1項保健衛生費の簡易水道事業特別会計繰出金、変更で8款4項都市計画費の新宮ふれあいの丘公園整備事業を計上いたしております。

平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算第6項で計上された簡易水道事業の繰越明許費に対応する一般会計から特別当該特別会計への繰出金を繰り越すため、また新宮ふれあいの丘公園整備事業につきましては、事業の進捗に伴い、年度内執行額に変動が生じたため補正をするものでございます。

第3表地方債補正は、8つの事業を計上いたしておりますが、これらはいずれも事業費の確定に伴い、起債の限度額を減額変更するものでございまして、補正前及び補正後の限度額、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明からいたしますけれども、歳入歳出予算につきましては、そのほとんどが事業費の確定などに伴います減額補正、あるいは国県支出金などの確定に伴います財源更正となっておりますので、これらの詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

34、35ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の13節ふるさと納税事業委託料、1億4,636万6,000円の減額につきましては、ふるさと寄附金の確定と、これに伴う年度内ふるさと納税事業委託料の確定によるものでございます。

ずっと飛んでしまいますけれども、歳出の一番最後のところ48、49ページと50、51ページにまたがっておりますけれど、13款3項の基金費でございます。

1目減債基金費、2目財政調整基金費、3目災害対策基金費につきましては、いずれも利子積立金を、4目ふるさと応援基金費は利子積立金と追加の基金積立金を計上するものでございます。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたしますけれども、国庫支出金、県支出金及び地方譲与税などにつきましては、金額の確定に伴う補正となっておりますので、説明は省略をさせていただきます。

10、11ページをお願いいたします。

1款町税費でございますが、実績見込みに基づきまして、1項1目個人町民税2,665万7,000円。2目法人町民税2,076万1,000円。

2項1目固定資産税7,926万1,000円を増額しておりまして、4項1目町たばこ税につきましては、1万8,000円を減額しておりますのでございます。

28、29ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、391万6,000円の増額につきましては、工事に伴い業者に貸し付けたものなどの15件分でございます。

2項1目不動産売払収入3,812万3,000円の増額につきましては、新宮東四丁目の普通財産の土地売払収入を計上したものでございます。

17款1項1目一般寄附金につきましては、一般寄附金として1,802万6,000円の増額、ふるさと寄附金につきましては、1,224万5,000円の減額でございます。

18款2項2目財政調整基金繰入金につきましては、町税の譲与税及び各種交付金などの確定額を予算したことにより、減額をして6億7,239万9,000円を基金に積み戻しておるところでございます。説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。ちょっと参考のために聞きたいんですけど、複数あるんですが質問内容が。繰り返していいですか、何回も。2つあります。

○議長（北崎 和博君） 最初まず歳出からでいいですか。歳出から。

○議員（9番 横大路 政之君） それでは歳出は最終ページになるのでしょうか、50、51ページ。

ふるさと応援基金、これに関係するものですが、平成29年度のふるさと納税については、ほぼ確定したのではないかなと思いますので、その実績についてお尋ねをしたいと思います。

まず1点は寄附総額、最終的な寄付総額が平成29年度の寄附総額がいくらになったのか。

それから返礼品の事業費が、それに伴って60パーセントで確定したと思うんですが、その総額が幾らか。

それから今度は一方で、新宮町内の方々が他の自治体へ寄附された方がたくさんいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、それも確定申告で多分、もうそろそろ確定したんじゃないかと思っていますので、それが把握されていれば新宮町外へ流出した町民税について、実績を報告いただきたいと思っています。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、平成29年度の寄附総額ですが10億6,775万5,949円になっております。

○議長（北崎 和博君） 休憩しますか、暫時休憩します。

午前10時25分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、すいませんでした。返礼品の新宮町のおもてなし協会のほうに払う分なんですけども、6割の分になるとありますが6億2,714万6,068円。

そのうち、もう発送済みとして実際に平成29年度にそのうち、もう既にお払いしている分が商品と発送、それから人件費等なんですけども5億0,163万3,468円です。

まだ実際に商品を発送してない部分が、まだお支払いしてない部分が1億2,551万2,600円です。こちらのほう、新宮町民が寄附した額については変わります。以上で終わります。

○議長（北崎 和博君） 税務課長。

○税務課長（高橋 忠久君） はい。新宮町からよそのほうに寄附された額です。

今現在ですけど7,133万2,000円。それに伴う町税の控除としましては、4,487万3,346円。件数としましては、574件と現在なっております。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。いいですか。はい、ほかに歳出、ございませんか。

はい。それでは高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 35ページのコミュニティバスの運行補助金が870万円ほどマイナスになって、非常に金額が大きいなど。その辺の理由を教えていただければと。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。

コミュニティバスの減額につきましては、昨年途中からですけれども久山町もバスがあるんですけれども、そちらのほうと運営自体を共同でやっております、そういったところで経費が削減できたというふうになっております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 久山町と共同でやっていると。協和タクシーということだろうと思いますが、もう少し内容をこうこうこうしたから今までこれやったんが、久山町がこれだけ負担して、最終的にこうなりましたっていう、もう少し具体的なやつをお知らせいただけませんか。ようか。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） お答えします。バスそのものにつきましては、それぞれの町内の中で運行しておりますので、そちらに対する利益というのは、そういうことは一切発生しておりません。バスのそれぞれの持っているところで運行しておりますので、ガソリン燃料代とか、バスの運転手さんとかそういったかかる経費についても変更はございません。

ただ何が変わったかと言いますと、事務所を共通でやっておったりしておりますので、そういった部分で減ってきているという部分になっております。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） よく理解できませんね。何かいろんな経費が固まってこの870万円という数字になるんだろうと思います。事務所が一緒になったからって事務所の経費がそんなにかかるものであろうかっていうふうに思うんですが、その辺いかがですか。

○議長（北崎 和博君） 暫時休憩します。

午前10時33分休憩

.....

午前10時37分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、すいません。申し訳ありません。

この減につきましては、最初にちょっとすいません、訂正させていただきますけど先ほど共同運行と申し上げましたけれども、実際には共同ではなくて新宮町で運行している協和タクシー、久山町で運行している協和タクシーさん、それで同じ会社がやっているだけでして、ただそれを実際運行している事務所が新宮町にあると。

共通の事務所を使って運行していて、税金とか電気代とかいろいろ経費がダブってきていますので、そこを案分してるっていうだけです。運行そのものについては、共同ではないということ

ころです。訂正させていただきます。

それと下がった原因の主な理由といたしましては、先ほども申しあげましたように人件費がメインになってきて、同じ事務所の中で運行管理者が共通でありますので、そういった方とか所長とか、そういった給与関係ですね。

それとバスの修理とか行っておりますので、そういったところにかかる人件費も案分していくというふうな形になっております。

そういったところが大変大きな額の修正になっておりまして、例年やっています収支調整という点につきましては、例年100万円ぐらいになっておりますので、それからいくとほとんど共通でやらせてもらっている人件費の分の案分による減というふうになります。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかに歳出ございますか。

はい、それでは歳入。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。寄附金についてなんですが、一般寄附金が1,820万2,600円ですか、計上されてますが、この内容について御説明をお願いします。どこから寄附されたのか。

○議長（北崎 和博君） 総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） はい、お答えいたします。おもてなし協会からの寄附が1,800万円、それとあとまつり新宮の時に、バザーをしたところの銀行さんから一般寄附という形で受けております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 多分そうかなと思いつつ聞いたんですが、町が支払ったふるさと納税の事業委託費の剰余金を一般寄附金として、町へ戻したという手続きになつては、そのやり方そのものが適正かどうかという問題で、ちょっと言葉が違ふと思うんですが、要は例えば前年度問題なつた法人税の関係とか、それから諸関係にですね、どこにどういう問題が起こるのか起こらないのかというのは、全く私も想定できないんですが、このやり方で補正予算に関係することなんで、とりあえずここでお聞きしたいのは、一般寄附金として町へ戻すつて支障がないのかどうか、その辺の見解だけお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 暫時休憩します。

午前10時41分休憩

.....

午前10時43分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい、お答えします。一応、一般法人であるおもてなし協会から1、

800万円という寄附、それは一般法人のほうの会計処理に従って、町のほうに寄附されたということで、そちらのほうの税制上とかいろんな問題があってということであったかと思えます。

寄附について、町のほうとしては御存じのように寄附金というのは一般寄附金、指定寄附金、それから負担付寄附という3件ございますけども、町としては特におもてなし協会からのかなり利益がふるさと納税で上がったということがございますので、それを寄附しますという申し出に従って、町の貴重な財源として一般寄附として受け入れたという手続きになっておりますので、特段このことについて問題があるというふうには思っておりません。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 私がお尋ねするのは、町に対して問題があるか、町にとって問題があるかどうかというよりは、むしろその組織のほうですね。

例えば、官官のやりとりの場合だったら、税金なんていう問題は一切発生することはないと思うんですが、相手が民ですからやはり手続上ですね、例えば簡単に言うと、今の先ほどふるさと納税の未払分、要するにまだ執行されていないので支払いをまだしてませんよという未払分があった、そういう形でやとったほうが可能性としてはいいのかなという気もするし、簡単に言うとその税金をおもてなし協会が、法人税を払うなんてとんでもない話だろうというふうに思うんですよね。組織の性格上から言っても。

だから、そういう会計処理にならないようにというのが、前回、発生したときに私申し上げたと思うんですが、今回も当然ながらそういう最新の注意を払って会計処理をされたのかどうかという確認をしたいという意味で、問題があるのかという質問をしているわけですから、その辺は私も税務に関しては一切素人に近いですから、あるのかないのかすらわかりませんが、とりあえずはやはり精査して、どういう方法とるのが一番いいのか、要は不要なこれは脱税じゃなくて節税だろうというふうに思います。

無用な法人税は払わんでいい、発生しないようなやり方を当然考えるべきだろうというふうに思いますんで、その辺の確認をもう一度させてください。

○議長（北崎 和博君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい、お答えします。これは今横大路委員おっしゃいましたように、平成28年度の処理におきまして、最終的な余剰をそのまま残し法人税を払って、いわゆるおもてなし協会の運営として翌年度に繰り越す形で一部残しました。

そのときに御指摘がありまして、法人税を払いながら、処理をしていいのかということを平成29年度は踏まえました。

その中で、余剰金の使い道を前回は報告しましたように理事会等にかけて、余剰金については優先順位をつけて、こういうふうなおもてなし協会のいろんな運営あるいは環境整備に使っ

ていこうということで、3月まで調整してきましたけども、最終的には1,800万円等が余剰金として残ると。どうしても残ると。

例年からいけば、このまま余剰金として、いわゆる法人税を一部払い、そのまた一部を残すというやり方も当然あったわけですが、一昨年度のいわゆる指摘もございましたので、今年度につきましては、その余剰金の確定する1,800万円はまず町のほうに返すと。

これは法人税等のいわゆる処理、いわゆる一般社団法人としての税理上の処理にしても問題はないということが、税理士上の時点で確認ができましたので、まずはそういう方法がいいのかどうか、まだ我々も十分な検証ができておりませんが、前年度の一応、御指摘も踏まえながら、残りどうしても使い切れない余剰金については法人税の対象にするよりは一度、町のほうに戻す。

戻すときに、やり方として寄附しかないということでしたので、寄附も税理上の問題がないということでしたので、できるということでしたので、まず町のほうに寄附を申し立てて、あとは町の方に預けたという形をとらせていただいております。

ですので何回も言いますが、おもてなし協会の処理としては税理上問題ないということは確認しておりますので、以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、ほかにもございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第68号議案、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第68号議案は原案のとおり承認することに決しました。

ここで、11時まで休憩します。

午前10時48分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

----- . ----- . -----

日程第12. 第69号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第12、第69号議案、新宮町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第69号議案、新宮町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

現在、町営住宅の設置と管理に関することと整備基準に関することは、同じ条例の中で規定しております。

同じ条例に規定した経緯ですが、平成23年に公営住宅法が一部改正され、公営住宅及び共同施設の整備基準について、政令に定める基準を参酌して条例で定める必要が生じました。

その当時、新宮町では建て替えの予定がなかったため、既存の条例に整備基準に関する規定を入れる一部改正条例を定めることとし、平成24年12月に新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正を行いました。

今回、町営住宅の建て替えを行うにあたり、条例に規定している整備基準について規則で定める必要があり、規則制定について検討した結果、現在の条例を設置及び管理に関することと整備基準に関することに分け、整備基準に関する条例施行規則を新たに制定するため、現在の町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正し、整備基準に関する規定を外して、新たに単独条例として制定するものです。

1ページをお願いします。

新宮町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。題名を次のように改める。

新宮町営住宅の設置及び管理に関する条例、目次中、第2章、町営住宅の設置及び整備基準(第3条・第3条の2)を第2章、町営住宅の設置(第3条)に改める。

第2章、町営住宅の設置及び整備基準を第2章、町営住宅の設置に改める。

第3条の2を削る。別表を削る。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。参考資料として、2ページ以降に新旧対照表をつけております。以上で説明を終了させていただきます。

○議長(北崎 和博君) 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北崎 和博君) 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第69号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(北崎 和博君) 全員御異議なしと認め、第69号議案は原案のとおり可決されました。

日程第13. 第70号議案

○議長(北崎 和博君) 日程第13、第70号議案、新宮町営住宅等の整備基準に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） 第70号議案、新宮町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について説明いたします。

今回、町営住宅の建て替えを行うにあたり、先ほどの第69号議案で説明させていただいたように、従前の町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例から整備基準に関する規定を外して、新たに単独条例として制定するものです。

なお、整備基準の内容について改正するものではなく、従前の条例で規定されていた整備基準に関する規定を抜き出し、一つの条例とするものです。

1ページをお願いします。

新宮町営住宅等の整備基準に関する条例、第1条で趣旨、第2条で定義を規定しております。

第3条から第7条までは、もともとあった条文であり、第8条以下は、もともと別表にあったものを条文化したものになります。

附則といたしまして、この条例は新宮町営住宅の設置、整備及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものでございます。以上で説明を終了させていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） すいません、第13条の附帯施設の基準ですけど、これは自転車置き場とかいろいろ書いてありますけど、これは該当するかどうか分かりませんが今、車社会になってますけど、公営住宅の方も車は持っているんじゃないかなというふうに考えますけど、車の置き場とかというような形のこの附帯施設の中には入ってないんですけど、そういうことについて条例の中で入れなくていいのか、それは町の今の工事の中で、広場とかそういうふうなところで確保しなさいということになるのか。

車を持っていわゆる町道とかそういうところで結局、駐車されると非常に迷惑なので、町営住宅建設に当たって車の置き場所とかいうのは、確保しないでもいいのかっていうのをお尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。町営住宅の駐車場についてなんですけども、新しく今緑ヶ浜の緑ヶ浜池の大池のところにつくる予定にしておりますが、今から建築等の詳細設計を発注するわけなんでございますけども、一応契約を7月あたまでぐらいに予定しております。

その中で、配置につきましても駐車場あと駐輪場あと物置場等の整備につきましても、詳細に検討をしていきますが、今のところ我々は1つのやっぱり家に対して1台程度、最大限いるであろうという考えではおります。

この後また詳細に検討しまして、庁内協議しまして決定していきながら皆様議会のほうにも説

明していきたいと考えております。

それともう一つ、今庵原議員さんおっしゃった中で、工事をする途中の駐車場の話もございましたけども、今住んでらっしゃる方が新しい所に移って、あとは取り壊し工事等に入ると思いますが、今現在持ってらっしゃる方につきましては、今置いていらっしゃるところで対応させていただく形になろうかと思っております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 条例に入れなくていいのかっていうこと。これは別表第2を条文化したやつやろ、そこを説明しないと。

○環境課長（安河内 正路君） すいません、申し訳ございませんでした。条例の中に入れなくちゃならないかということでございますが、この中に附帯施設ということがございますので、その中で入ってくるだろうと考えております。

それでこの附帯施設にもいろいろ等という言葉が載っておりますけども、この後またうちのほうでも規則をこの後設けていく形になりますけども、その中で具体的に細かい中身については、規則の中で決めていきたいと思っております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） この規則を書いてないので、具体的に必要なものに自転車置場とかこういうのは具体的にあっておるので、今車社会だというふうなことを考えると、車の駐車場の確保については、この条例の中で定義として入れられないのかなということをお尋ねしております。

それ以外に自転車置場とか物置とかごみ置場とか具体的にそういうふうなことで入れてある中で、車社会の中で車とか駐車場というのも条例の中で定義として入れていいんじゃないかなと思いますが、その辺りはどういう考えですか。

○議長（北崎 和博君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、この条例案の中には、建物とその附帯施設的なことを書いておまして、具体的な車の駐車場ということは書いておらないわけなんですけども、その辺ここに書かれてはおりませんが、先ほど申し上げたように、当然駐車場の確保が必要でございますので、1世帯当たり1台なのか2台になるのか、その辺の様子の問題もございまして、その辺は詳細設計の中で決めていきたいと思っておりますが、条例案、整備基準に関する条例案の中では建物をメインに考えておまして、その駐車場部分につきましては、書いていないような状況でございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい、これはあくまで標準の整備基準、公営住宅の標準の整備基準を定めるものでございまして、公営住宅の特殊性に鑑みて、もともと駐車場まで整備する考え方が

従来入ってないだろうと。

今までも、すべてのところが同じ条件で整備されたわけではございませんで、直接、地権者から町が土地を借り上げて、それをまた、ここを使ってくださいという形で提供するところとか、個人の裁量で駐車場を確保される方、いろいろございます。

ですから、一般的などころの整備基準の中に、すべて駐車場を完備するという条文を設けるのはちょっと好ましいと思われませんので、これは一般的な整備基準ということで御了解いただければと思います。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） それで先ほど課長が説明でされましたように、その一般的なそういう基準ではないけど、今度公営住宅の建設に当たっては、大体、車社会とかいうようなことになってますので、その中には何らかの形で車が置かれるようなところは設けたいというような考え方でいいですか。

○議長（北崎 和博君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい、要は、公営住宅と一体としてのものとして考えるのか、もしくは個人に個別に貸し出しするのか、またそういう検討もしながら、必要があれば一体的に整備することも検討の中には入ってくると思います。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） お尋ねします。この条例は先ほど説明ありましたように、旧条例の一部分を、言ってみりゃ分離独立させたというような形になってるかと思うんですが、条文自体を比較しますと、まず1点、目につくのは旧条例でいくと、共同施設、町営住宅及び共同施設という記載があるんですが、これは共同施設自体が私よく理解できてないんで、要するに法令上、上位法その他の関係で、便宜上これ使ってたのかどうか、共同施設というのは一体何を指すのか、御説明いただきたい。

○議長（北崎 和博君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。先ほど横大路議員さんおっしゃったように、共同施設でございますけども、これについては例えば、駐輪場とか、自転車駐輪場ですね。それと物置とかごみ置場というのが共同施設になってこようかと思えます。

この文言の中では、町営住宅及び共同施設にてを町営住宅等という言葉にかえさせていただいてますが、共同施設というのは、先ほど言ったような文言の代用になります。以上です。

○議長（北崎 和博君） はい、横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 先ほど庵原議員の質問の中でありました付帯設備と共同施設イコールということですか。ちょっと確認のため、念のため確認します。

○議長（北崎 和博君） 暫時休憩します。

午前11時14分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、何度も申し訳ございません。一部修正させていただきます。

今横大路議員さんがおっしゃったまず共同施設でございますが、共同施設というのはももとの条例ですね、新宮町営住宅の設置整備及び管理に関する条例の中の別表にあったんですけども、共同施設というのは児童遊園や集会所、あと広場や緑地それと通路、この分が共同施設でございます。修正させていただきます。申し訳ございません。

それと附帯施設に関しましては、設置基準に関する条例案の中の第13条に書かれております自転車置場、物置、ごみ等の置場、これが附帯施設となります。私のほうがちょっと間違えて説明しました。申し訳ございませんでした。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、そうしますと町営住宅整備にあつては、住宅設備とそれから附帯設備、それから共同施設ということで構成されるということですね。一連の町営住宅の施設がということで理解すればいいわけですね。はい、それでは、それはわかりました。

今度、条項をつらつら読みますとほぼ前段の条例をそのまま新条例に転記されたのかなという思いはあるんですが、事細かく読んでるとわけわからんごとなるわけで、確認なんですけど、この中でまずその削除された事項があるのかなのか。

要するに、旧条例の附則の第2章を条例として独立させたわけでしょ、今回。要は、旧のものから今度新しくこの条例で制定されたもので、確認なんですけど、まず削除された事項があるのかなのか、それから新たにこの条例を制定するにあたって、追加された事項があるのかなのか、その点の確認だけをさせてください。

○議長（北崎 和博君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） お答えいたします。一部、文言の修正がございますけども、まず第1条と第2条で趣旨とか定義を規定しておりますが、これは新たな分になりますけども、内容については置き換えただけで、従来の条例から新しい条例へ削除したり、付け加えた点はございません。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第70号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第70号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第71号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第14、第71号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） 第71号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

まず、歳出から説明をいたします。10ページ、11ページをお願いします。

1款1項1目事務費のうち、3節住居手当33万2,000円、4節共済費40万7,000円。負担金補助及び交付金3万4,000円ですが、平成30年2月に1名欠員だった渡船職員を採用したことによる増額となります。

次に8ページ、9ページの歳入を説明いたします。

4款1項1目一般会計繰入金77万3,000円の増は、収支調整でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第71号議案、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第71号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第72号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第15、第72号議案、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、第72号議案、平成30年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたします。

まず歳出のほうから御説明させていただきます。10、11ページをお願いいたします。

はい、1款1項1目一般管理費につきまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び1

9節負担金及び交付金の減額は、本年の4月1日付職員の人事異動によるものです。

また、13節委託料のシステム改修委託料は、本年8月1日からの自己負担限度額の所得区分が細分化されるに伴うシステム改修によるものです。

特定財源といたしまして、国県支出金として3款1項1目2節、特別交付金118万8,000円、その他の財源といたしまして、4款1項1目一般会計繰入金、2節職員給与等繰入金、マイナス74万6,000円を充てるものです。

歳入につきましては、歳出の特定財源として御説明いたしましたとおりとなります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第72号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第72号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第73号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第16、第73号議案、平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、第73号議案、平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について御説明いたします。

まず歳出のほうから御説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

はい、1款1項1目、一般管理費につきまして、2節給料、3節職員手当等、4節共済費及び19節負担金及び交付金の減額は、本年4月1日付職員の人事異動によるものとなります。

続きまして、歳入の説明になります。8、9ページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金で、2節の一般会計繰入金は収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第73号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第73号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第74号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第17、第74号議案、平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） 第74号議案、平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について御説明いたします。

まず、歳出から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の減につきましては、すべて本年4月に福岡県からの派遣医師が交代となったことによるものでございます。

なお、3節職員手当等のうち、宿日直手当の減は4月から9月までの、いわゆる夏季期間については、診療所を閉所した後、派遣医師が渡船で本土側に帰ることができるよう運行を変更したため、また、時間外勤務手当の増は、その間、休館等により時間外勤務が発生した際、手当を支給できるよう措置したものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、収支調整のため119万6,000円減額するものでございます。説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第74号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第74号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第75号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第18、第75号議案、平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第75号議案、平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の補正、第2条で地方債の補正を行うも

のでございます。

4ページをお願いいたします。第2表地方債の補正、簡易水道事業債の限度額を110万円増額し、2,310万円とするものでございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事業費の増210万円は、平成13年度に更新した配水地の推計が毎年実施している定期検査を実施したところ異常値が出たため、詳細な調査を実施したところ、故障が判明し交換部品がないことから、新たに更新工事をする必要が生じたため、工事請負費を補正するものでございます。

特定財源としまして、7款1項1目1節の簡易水道事業債110万円を充てております。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款1項1目の一般会計繰入金100万円と先ほど説明しました特定財源であります7款1項1目の簡易水道事業債で充てることとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第75号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第75号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第76号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第19、第76号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第76号議案、平成30年度新宮町水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。支出、第1款水道事業費用、補正予算額471万円を増額し、合計の7億1,071万円とするものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第3条、予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。職員給与費

471万円を増額し、合計の5,663万7,000円とするものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。支出の説明を申し上げます。

1款1項3目の総係費の471万円の増は、4月の人事異動に伴い、人件費を補正するものでございます。

4ページ、5ページに給与費明細書を添付しておりますので御参照ください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第76号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第76号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20．第77号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第20、第77号議案、平成30年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 第77号議案、平成30年度新宮町下水道事業会計補正予算について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、平成30年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益、補正予算額38万円を増額し、合計の9億5,795万8,000円とするものでございます。

支出については、第1款下水道事業費用、補正予算額714万8,000円を減額し、合計の9億596万円とするものでございます。

次に、特例的収入及び支出でございます。

第3条、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、平成30年度下水道事業会計予算第4条の2で定めた当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額が3月31日の打ち切り決算により確定したため、3,223万7,000円及び1億894万2,000円を3,914万7,000円及び1億803万3,000円に改めるものでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することできない経費でございます。第4条、予算第9条

に定めた経費の金額を次のとおり補正するものでございます。職員給与費752万8,000円を減額し、合計の5,972万9,000円とするものです。

6ページ、7ページをお願いいたします。収益的収入及び支出、支出について御説明申し上げます。

1款1項4目総係費の714万8,000円の減は4月の人事異動に伴い、人件費等を補正するものでございます。

次に、収入について御説明申し上げます。

第1款2項2目補助金の38万円の増は、同じく4月の人事異動に伴う児童手当補助金をを増額補正するものでございます。4ページ、5ページに給与明細書を添付しておりますので御参照ください。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第77号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第77号議案は原案のとおり可決されました。

日程第21. 第78号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第21、第78号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算について議題といたします。

議案の説明を求めます。 政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 第78号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算について御説明をいたします。

1ページをお願いいたします。第2条、地方債の補正につきましては、5ページのほうになります。第2表地方債補正は変更としまして、簡易水道施設整備事業を計上しております。

簡易水道事業特別会計における推計設置工事に伴う、財源の起債を当該特別会計と一般会計とで負担するものでございまして、限度額を100万円増額しておるものでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたしますが、今回の補正予算につきましては、4月1日付で実施された人事異動等に伴います人件費の補正を全般的に行っておりますので、これに関するそれぞれの内容、説明は省略をさせていただきます。

12、13ページをお願いいたします。

2款1項1目一般管理費、19節職員通信教育受講料助成金は、新宮町職員通信教育助成要綱

に基づく申請があったことによる計上でございます。

特定財源としまして、20款4項3目1節、住居賃借個人負担金16万2,000円を充当しております。

8目交通安全対策費、11節消耗品は、交通安全指導員の交代が想定より多く、新たに指導員になられた方への制服等を準備するためのものがございます。

特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、50万円を高齢者運転免許証自主返納支援事業に充当しております。

14、15ページをお願いいたします。

11目まちづくり事業費は、特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、120万円をまちづくり活動助成事業に充当することに伴います財源更正でございます。

13目まち・ひと・しごと創生総合戦略費は、特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、80万円を地域振興事業支援事業に充当することに伴う財源更正でございます。

14目諸費は、特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、400万円を防犯灯LED化事業に充当することに伴います財源更正でございます。

18、19ページをお願いいたします。

5項2目指定統計調査費、9節普通旅費でございますが、国勢調査の準備事務として、実務検討会に参加するための計上でございます。

特定財源としまして15款3項1目4節、国勢調査事務委託金1,000円を充当するものがございます。

3款1項1目社会福祉総務費、28節国民健康保険特別会計繰出金は一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、今回減額となっております。

2目福祉センター管理費の11節光熱水費の減額と次のページになりますけれども、12節エネルギーサービスプロバイダー料の計上は、福祉センターではプロバイダーからの提案により新電力を使用しておりますけれども、本年度から福祉センターの管理が町の直営となったことに伴い、それぞれ適切な科目とするため、予算を組み替えたものがございます。

13節の清掃委託料は、本年度の契約時にシルバー人材センターの見積もりに誤りがあったことが判明し、その不足分を計上するものがございます。

4目老人福祉費、11節修繕料は相島ふれあい館のトイレが故障したため、14節車借上料は、福祉センターでの業務対応に私有車を使用するため、同じく14節の船舶借上料は、相島での介

護サービス提供の人に渡船が利用できない場合の対応のため、また次のページになりますけれども、19節シルバー人材センター助成金は、当該団体の事業拡大に伴うもの。

同じ19節の諸会議研修負担金は、認知症地域支援推進員対象の新たな研修会に参加するためのものがございます。

特定財源がございます。特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、1,200万円を施設整備工事設計委託事業に充当するものがございます。

7目障害者福祉費、14節車借上料及び駐車場使用料は、訪問相談などの際の私有車での対応と駐車場使用のため、計上するものがございます。

8目介護保険事業費13節、印刷物配布委託料の計上と広報折込手数料の減額計上は、介護保険事業計画が想定よりもボリュームが多いため、広報と別配布となったため、予算を組み替えたものがございます。

9目後期高齢者医療対策費28節、後期高齢者医療特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、こちらも減額となっております。

24、25ページをお願いいたします。

2項3目児童福祉施設費11節消耗品費は、入所児童数が多く、座卓が不足しているため、またクッキングヒーターが故障したため、これを購入するためのものがございます。

特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、2,000万円を学童保育事業に充当するものがございます。

5目子ども医療対策費は特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、4,550万円を子ども医療対策事業に充当することに伴います財源更正でございます。

4款1項1目保健衛生総務費ですが、説明のほうは次のページのほうから、14節車借上料は、相島診療所事業に関して私有車対応の必要が生じたため、28節相島診療所事業特別会計繰出金と簡易水道事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計繰り出すものがございますけれども、トータルで19万6,000円の減額となっております。

特定財源がございます。21款1項1目1節、簡易水道施設事業債100万円と18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、2,000万円を、簡易水道事業特別会計繰出金に充当するものがございます。

28、29ページをお願いいたします。

6款1項3目農業振興費は、特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、240万円を農業機械導入事業に充当することに伴います財源更

正でございます。

30、31ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費は、特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、200万円をプレミアム付き商品券発行補助事業に充当することに伴います財源更正でございます。

3目観光費、1,664万8,000円につきましては、古民家等を購入するため、経費を含めて計上するものでございます。

特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、1,000万円を古民家等の購入事業に充当するものでございます。

34、35ページをお願いいたします。

9款1項4目防災費は、特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、460万円を、防災施設整備事業に充当することに伴う財源更正でございます。

10款1項2目事務局費は、特定財源としまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、200万円を漁村留学と通学者補助事業に充当するものでございます。

36、37ページをお願いいたします。

2項4目新宮小学校管理費、15節施設整備工事費は、体育館放送設備故障のため、改修工事を行うためのものでございます。6目相島小学校管理費の1節、11節、12節、13節は、漁村留学に伴い、児童数が増えたことにより計上するものでございます。

15節施設整備工事費は、本年度から相島のごみ処理が島外搬出となったことに伴い、屋外倉庫を改修し、ごみのストックヤードとするため計上するものでございます。10目新宮北小学校管理費、13節栄養士検便委託料は、栄養士の研修指定を受けたため、2名体制とすることに伴う計上でございます。

38、39ページをお願いいたします。

3項2日本校管理費、11節修繕料は職員室手洗い場で水漏れがあるため、シンク配管等を入れ替えるもの。15節の施設整備工事費につきましては、特別支援教室にテレビ1台を設置するためのものでございます。4目分校管理費及び5目分校教育振興費は、漁村留学に伴い生徒数が増えたことにより計上するものでございます。

6目新設校建設費は、特定財源といたしまして、18款2項3目1節ふるさと応援基金繰入金3億3,000万円のうち、2億500万円を充当することに伴う財源更正でございます。

42、43ページをお願いいたします。

6項10目そぴあしんぐう管理費、7節非常勤職員賃金につきましては、平日の窓口受付を2名体制とすることによるものでございます。

13款1項1目繰出金28節、渡船事業特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すためのものでございます。2項1目公営企業支出金、19節児童手当負担金は、公共下水道事業会計分の計上でございます。

次に、歳入についての御説明をいたします。10、11ページをお願いいたします。

歳入の説明のときに、特定財源の説明をしたものは除かせていただきますと、18款2項2目1節、財政調整基金繰入金でございます。3億5,722万1,000円の減額で収支調整しております。説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） ここで13時15分まで休憩します。

午前11時51分休憩

午後1時15分再開

○議長（北崎 和博君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、第78号議案、平成30年度新宮町一般会計補正予算の質疑に入りますが、歳入歳出と分けますけども、もう一括でよろしいですかね。いいですかね。

はい。それでは質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 21ページ、清掃委託料の100万円の内容について、シルバー人材センターの誤りがあつたつてというような内容だったとですけど、どういうふうな清掃委託料が100万円増になったのか、もう一度説明等お願いします。

それと、その次の23ページ。シルバー人材センターの助成金について、100万円の内容について、もう一度説明をお願いします。

それと31ページの公有財産購入費の1,600万円ですけど、古民家等購入費1,600万円になってますけど、場所がどこのところの古民家を買われるのかと。それと古民家の活用方法について、どういうふうに使われるのかお伺いします。以上です。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。まず初めに21ページ、福祉センターの関係の清掃委託料100万6,000円の増でございますけれども、これは先ほど御説明いたしましたようにシルバー人材センターさんに1年間分のセンターの清掃委託をお願いしております。

私どもはチェックミスでもございますけれども、シルバー人材センターさんから見積もりが本来2人で業務をされるところ1人分ということで提出されて、私どもちょっと見落としで、その

まま予算に計上いたしてしまいました。

改めて年間分契約する際に、初めてその額がきれいに半分しかないということに気づきまして、大変申しわけございません。今回補正をさせていただいているところでございます。

ですので、1人の方の1年間分の委託料というふうになります。よろしくお願いたします。

それと、もう一つ次の23ページのシルバー人材センターの助成金の増でございますが、シルバー人材センターさんのほうで、高齢者活用現役世代雇用サポート事業という、これは国庫補助金の事業がございまして、これは当初から取り組むんだということで、これも含めて、当初予算で550万円の助成金を予算計上いたしておりましたが、それ以降、またシルバー人材センターさんのほうで協議されて、特に就業開拓、新たにメンバーさんが働く先の開拓とか、会員の訓練教育、そういったものに当初の予定より、より一層力を加えたいんだということで、国のほうへ補助金の増をなされる予定だということで、それに伴いまして町の方も、補助金の一部負担をしなくちゃいけないということで、私どもも非常にやってもらいたい事業だというふうに考えておりますので、補正という形で大変申し訳ございませんが、100万円の補正をさせていただいて、合計650万円の助成金というふうな形でお願いしたいと考えているところです。以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、古民家の件についてお答えします。

場所につきましては、本日お配りさせていただいております資料に位置図と配置図、それから簡単ですけど写真を載せております。

1枚目のところが全体的な位置図の関係であるんですけれども、ちょっと真っ白な図面に、梅岳寺、立花口公民館それと赤字で予定地と入れておりますけれども、梅岳寺のところのすぐ右上が以前まであった駐車場、そこから立花山のほうに真っ直ぐ、梅岳寺の横を通りまして上にあがっていく道筋になるんですけれども、こちらのほうは六所宮のほうからも上がってきて、県道通らずに六所宮のところからすぐに上がってきて通ってくる道の三差路の形になります。

2枚目をめくっていただきますと、航空写真があるんですけれども、こちらの写真の上のほう梅岳寺になります。下のほうに向かって歩いていくとちょっと見にくいんですけども、そちらのほう立花口、立花山への登山道へ続く道となります。場所につきましては、梅岳寺のすぐ近くというふうになります。

それとお尋ねになられてありました活用についてですけれども、今、現在立花のほう立花口では、立花オールパワーズですとか、さまざまな団体があるんですけども、そちらのほうで活動されております、活動の拠点としても使えるようにはしたいですし、古民家を使つてのカフェ、そういったことも想定しております。

それから、今現在あります新宮劇場がありますし、社会教育課、学校教育課いろいろ課の中でも行っております事業でも、それは建物を綺麗にすれば利用できるというふうな考えで、多目的多種多様な活用を今後考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 清掃については2人分だったのが1人分だということ、見積もりとかチェックのミスで漏れとったというふうなことの理解でいいですかね。

シルバー人材センターについては、就業のことについて世代へのそういう人たちの活用、例えば定年後の方を結局シルバー人材センターのほうに登録していただいて、何かそういうふうな就業いわゆる免許とかいろんな特殊性を持った方について、町内とかいろんな企業等にそういうふうな事に派遣するというようなことで、専門的なことをやらしたり、そういうふうなことに100万円を活用したいというような理解でいいのか、ちょっとその辺りのことをお伺いします。

31ページですけど、古民家を活用してカフェとかいうようなことですけど、一応とりあえず買って、あとすぐ即、カフェとかそういうふうなことに活用をされるのか。

具体的にいろいろ説明があってますけど、この中に駐車場とかいうのは、例えば何台ぐらいとめられるか、普通の乗用車ぐらいしかとまらないじゃないかなというふうに思いますけど、一気にカフェの方が、そのあたりに何台とか来れば、とまる場所は下のほうの駐車場ぐらいしかないのか、別に確保してあるのか。

六所宮ぐらいのところにいかないかん、大体どういうふうなことで、このカフェは運営方法としてはどういうふうな運営方法で、どういう風にカフェとかやらせるのか考えてあればお尋ねします。以上です。

○議長（北崎 和博君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。シルバー人材センターさんの助成金の増についてでございますが、ただいま庵原議員おっしゃいました特殊な技術というよりは、普通に一般の方、シルバーの会員さんが働きに行ける、その働き口を新たに探したいんだと。たくさん働き口を見つけないだということに力を入れたい。それと会員さんとなります。就業的なマナーといいますか、そういった衛生安全上の対策とかもそういったものも訓練も一緒に今後、行っていきたいというところに力を注ぎたいということで、こういった増額の申請となっております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。このカフェといいますか、その古民家のほうですね、買ましてすぐ事業に使うということではありませんで、それまで人が住んでおられますんで、住むだけでしたらすぐ使えるんでしょうけども、これはいろんな利用をするにあたっ

て、まず改修が必要であろうと思います。

ですので、そこをまず調査しまして、必要なところは直していくっていうふうなことをこれからやっていきたいと思います。

それから、それにあわせての運営なんですけども、運営につきましては町が直でやるのではなくて、外部にちょっと委託を考えておりまして、その一つとしてプロポーザルを使いまして、相手を選ぶという形をちょっと今のところは考えております。

それからこの古民家の場所的な部分ですけれども、集落の中とはいえ、ちょっと上のほうでもありますし、こちらの方で考えておりますのが、ここに直接来ていただくということも、それはいいんでしょうけれども、対象といたしましては登山客、立花山に行き帰りされる方に寄っていただくとか、そういったことも考えてますし、近くに立花山としての駐車場がございますので、そちらのほうの活用をやっていきながらこちらのほうの整備をしていきたいと。

駐車場が必要であるかどうかというの、今後そのやり方について検討していきながら整備のほうも考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 古民家ですけど、プロポーザルとかいろいろな方法を考えてあるってということで、まだ残り業務委託するか決まってないということですけど、それと今言われましたように、この古民家の活用でカフェという中で、登山客というふうなお話でしたけども、登山客っていうよりも古民家を活用するわけですから、そこでいろんな方がやっぱり来られるようにしないと、営業収入というのとは上がっていかないので、私はその駐車場とかいうのは必要じゃないかなというふうなことを考えるわけですけど、駐車場からこの古民家が遠いってことであれば、我々高齢者の年代はあそこのところで、歩いて登っていきなさいというのは遠くはないですけど、健脚でよければいいですけど、足の不自由な方とかいう部分については、やはりこの古民家の中にやっぱり駐車場がないと、なかなかカフェを利用するとか、例えばこのあたりで食事を出そうとすれば、やはり車で来るお客さんが多いんじゃないかなというふうなことを考えますけど、そのあたり登山客だけからすると、古民家の活用としては何か不十分じゃないかなと思いますけど、もう一度お尋ねします。

○議長（北崎 和博君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えします。確かに議員おっしゃられるように、現在、体の不自由な方は除外するということとはございませんので、当然体の不自由な方も来れて全然問題ありませんので、駐車場についてはそういったところも考慮していきたいと思っておりますけれども、それを含めまして今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。

同じ古民家の購入についてなんですが、もともと事業の出発点に戻ると、先ほどふるさと納税の剰余金を活用する事業の一環の中で説明を受けた記憶があるんですが、それを財源の構成上、一旦、町の事業にしてというような説明もあったわけですが、それからすると結果的に町の財源を使って購入すれば、町有財産になるわけです。

町有財産を今度、第三者に貸し出すということになってくれば、先ほど課長の説明にあったようにプロポーザル、募集方式は別にして公募ということになるんだろうというふうに思います。

ただそうなる、もともとの財源は先ほども私質問したんですが、要するにふるさと納税の剰余金を町へ戻したその戻した寄附金、今回の場合は寄附金処理されてましたが、その寄附金を原資として、これを購入するという構図になるんじゃないかなと勝手に私想定してたんですが、それからすると財源構図、内訳もちょっと意味がわからんとか、つじつまが合わないとか、もう1回財源とそれからその購入後の事業について確認をさせてもらいたいと思います。

まず1点は、この財源について、その他財源の1,000万円というのは基金からの割り振り、これは、もともとふるさと納税の積立金から出たお金、それから一般財源についての664万8,000円。これは多分、先ほど言われた寄附金がこれに充当されるのかなあという気は、寄附金ですから一般財源ですから、そこに充当されるのかなという気がするんですが、そうするとそのおもてなし協会に残った剰余金が町へ寄附されたことと、この事業との関連性はあるのかないのか。まずそれを財源として確認をさせていただきたい。これが1点です。

もう1点は、今度、町が買い上げて、町有財産としてこの古民家を所有するわけですが、それをどういう位置づけで活用に回すのか、例えば行政財産として、その歴史的建造物じゃないですけども、古民家として行政財産なのか普通財産なのか、この区別をどうするのか。

また、それを活用するにあたって、公募の方式プロポーザルって聞いてましたけど、その財源となるべき、先ほど言いましたけどおもてなし協会が寄附金として出した分を財源に使うんだったら、このプロポーザルなんていう面倒くさい方式をとらずに、もう特命でやらせるということも検討の中の一環になるのかなという気もしなくはない。

ただ、それが明確になるということが大事なことであって、そこが今、課長の説明の中にあつた多目的に使用しますとか、カフェをやります、あれをやります、それは委託を受けた先が提案してくる話だろうというふうに思うんですが、その辺の姿をどういうふうに描いておるのか。

これをちょっと、ただその羅列するのではなくて、全体の計画を御説明いただきたいというふうに思います。

○議長（北崎 和博君） 吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） まず財源の件でございます。議員おっしゃいますように、1,600

万円の中の1,000万円は、昨年度のふるさと納税の基金からの取り崩しということで充てさせていただいております。

先ほど質問があったときにもお答えしておりましたように、あくまで一般寄附金で、1,800万円をおもてなし協会からいただいております。

これは有効に活用させていただくということで、色がついてこれに充ててくださいということではございませんので、もし今議員がおっしゃるような形であれば、それは指定寄附金的な要素になりますので、町として一般寄附金で受け入れたということでございますので、あくまで一般財源という形で考えております。

それから、あとの財産としましては今後の課題として、本来の目的、行政目的として、例えば人が集まるような交流施設とか、そういう目的が行政財産の一つの目的になるのかどうか。

そうじゃないなら、普通財産として貸付とかの対象にするのか、その辺については、また今後の検討課題ということでさせていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（北崎 和博君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） はい、資産の活用の面で少しお答えします。もともとこれは町がつくっています観光アクションプランのほうにも明確に位置づけて、東部地域の交流拠点としてということで明確に示しております。

また、まち・ひと・しごと総合戦略においても、いわゆる立花口の地域の古民家を活用した、いわゆる交流活動をしていくということも明確に、そういうための施設として今回購入するということで、あと活用につきましては、今相島のほうが一昨年、町のほうが同じような地方創生のいわゆる交流拠点として整備をし、今の島の駅も町のおもてなし協会のほうに委託をして運用しておりますけども、意味合いとしては同じような意味合いで交流拠点としますので具体的な内容は先ほど担当課長が言いましたように、カフェとかいうようなおもてなし内容はあるかもしれませんが、議員おっしゃるように、これからどういう活用していくのかっていうのは具体的な内容は詰めていきたいと思っています。

あくまでも交流拠点として、東部地域の振興に大きく寄与できるということで町も購入し、またおもてなし協会もそれを先行してやっていきたいと。

早くそういう拠点をつくって地域の人たちに貢献をしたいということで、今取り組んできたものは、先ほど吉村副町長が言いましたように最終的にはそういう余剰金として出まして、おもてなし協会も今すぐはできないということもありましたので、一旦それは引いた形で寄附をしたという形をとっておりますので、そこは御理解していただきたいと。以上です。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、いずれにしましても、こういう事業って今まで前例があ

ることでもないし、今後、同じようなことができるかって言ったら非常に難しい部分があると思うんですね。

例えば旧農業集落というんですか、上府にもある三代にもある、いろんなエリア、例えば湊。新宮はちょっと農業集落というよりは漁業集落かもしれませんが、同じように旧集落ってあるわけですね。そういうところで同じように地域の活動拠点をつくりたいと話があったときに、あそこにはできてこっちにはできんという、これはまた不公平っていうか、おかしな話なんですね。だからこそ、やっぱりこの時点でどういう位置づけでどういうことをやるのか、明確に位置づけてから事業にかからないと公平性に欠けるんじゃないかなというふうに思います。

この事業自体が悪いという意味ではなくて、要するにいかに事業を計画的に進めるかということとは多分、今聞いている限りでは、思いつきのような話でしか、大変申しわけないですけどね。

カフェをやります、交流拠点にあれします、これをしますと何をつけてもその今現在、事業はまだ明確化されてないわけですから、思いつきのような話に近いわけですから、やはり購入段階で、どれだけやっぱりきちんと計画を整備するかということは大事なことだろうと思いますし、それと先ほど言いましたように、ほかのことにやっぱり影響するのかもしれないのか、ちょっとわかりませんが、いずれにしてもやはりきちんと位置づけるということを大前提に事業計画を今後立てていただきたいというふうに思います。

その辺をどこまでできるかわかりませんが、早目に議会に報告をしてもらいながら事業に着手していただきたいというふうに思っています。

○議長（北崎 和博君） 答弁いいですね。ほかに。ありませんか。

はい、それでは歳入、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） ここで質疑を打ち切り、第78号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 異議がないので、第78号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長、よろしくお願いします。

日程第22. 第79号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第22、第79号議案、工事請負契約の変更について、仮称新宮町立新宮東中学校新築工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第79号議案、工事請負契約の変更について、仮称新宮町立新宮東

中学校新築工事について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、1契約金額、変更後の金額を30億4,538万4,000円にするものでございます。変更前の金額28億3,262万4,000円と比較して、2億1,276万円の増額となっております。1ページをお願いいたします。

(1) 変更理由として、校舎周辺の外構工事は、本体工事と並行して行う必要がありますが、この場合、搬出入口・施工ヤード等の重複使用が避けられず、業者間の調整に多くの時間を要することになります。また、部室等は校舎と一体の建築とし、建築確認を受けたほうが効率的であることから、本工事において外構工事及び部室等建築工事を実施することにより工事費を増額するものです。

(2) 増工の内容として、外構工事は校舎周辺舗装工事、排水工事、フェンス設置工事、テニスコート造成工事、門扉設置工事となります。また部室等建築工事は、部室、屋内トイレ、倉庫1・2、器具庫、日除け屋根、テニスコート観覧席となっております。

(3) として、契約の相手方を参考のため記載しております。

2ページに工事概要の図面を掲載いたしております。以上で議案の説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第79号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第79号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 第80号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第23、第80号議案、工事請負契約の変更について、新宮ふれあいの丘公園造成工事（第8工区）を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第80号議案、工事請負契約の変更について、新宮ふれあいの丘公園造成工事（第8工区）について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、1契約金額、変更後の金額を1億250万2,800円にするものでございます。変更前の金額1億12万4,640円と比較しまして、237万8,160円の増額となっております。1ページをお願いいたします。

(1) 変更理由として、地区内の道路排水が整備されたことにより雨水が調整池に流れ込んで

きており、本工事におけるブロック積及び擁壁の施工に支障をきたしているため、水替工を行う必要が生じたこと、また既設構造物の取り壊し及び既設配水管の取り込みを行う必要が生じたことから工事費を増額するものです。

(2) として、契約の相手方を参考のため記載しております。以上で議案の説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第80号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第80号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24．第81号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第24、第81号議案、工事請負契約の変更について、新宮ふれあいの丘公園グラウンド（A）整備工事（第3工区）を議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第81号議案、工事請負契約の変更について、新宮ふれあいの丘公園グラウンド（A）整備工事（第3工区）について、下記のとおり工事請負契約の一部を変更するものでございます。

記といたしまして、契約金額、変更後の金額を1億4,580万円にするものでございます。変更前の金額1億1,648万8,314円と比較いたしまして、2,931万1,686円の増額となっております。1ページをお願いいたします。

(1) 変更理由といたしまして、本工事の囲障施設の設置について、当初の設計ではフェンス設置と防球ネット基礎掘りを施工する計画でしたが、フェンスを直線的に設置するためには、フェンス基礎と防球ネット基礎の施工に重複する箇所が出てくることと判明しました。

そのため、フェンス基礎よりも先行して行う必要がある支柱一体型の防球ネット基礎を施工する必要が生じたことから、本工事におけるフェンス設置を取りやめ、防球ネット張りを除く支柱建込を追加して施工することにより工事費を増額するものです。

また、平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価が改定されたことにより、工事費を増額するものです。

(2) として、契約の相手方を参考のため記載いたしております。2ページに工事概要の参考図面を掲載いたしております。以上で議案の説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、文字で説明されたらよくわかるのですが、最終ページの図面でいくと要するに、防球ネットとそれから敷地のフェンスは並行してすき間、どれぐら
いあるか知りませんが、平行して設置するというに変更するということですね。

そうすると防球ネットの高さ、立面図で見れば説明を受ければわかるのですが、要するに一
応グラウンドレベルからある一定の高さまでがフェンス、その上が防球ネットという構成になる
んですか。立面図の構想だけ教えてください。

○議長（北崎 和博君） 都市整備課長。

○都市整備課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。今議員おっしゃったように、防球
ネットの下側は2メートルのフェンスがありまして、その部分については防球ネットの化繊ネッ
トを張らず、それから上だけを化繊ネットにして一直線上の構造物にしていくために、今回こう
いった形で先行して、防球ネットの基礎をやっていきたいという考えでございます。以上です。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第81号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第81号議案は原案のとおり可決されました。

日程第25. 第82号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第25、第82号議案、字の区域及び名称の変更についてを議題と
いたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（尾田 繁男君） はい、第82号議案、字の区域及び名称の変更について、住居表示
に関する法律、第3条第1項の規定による住居表示の実施のため、地方自治法第260条第1項
の規定により、平成30年11月17日から、本町内の別図1に示す字の区域及び名称を別図2
に変更するものです。

別図の説明をいたします。1ページをお願いいたします。

別図1の太線で囲った部分、大字三代の一部、大字下府の一部及び大字原上の一部、北側は県
道山田新宮線、東側は国道3号、南側は町道須川卯戸線及び西側は町道下村夜臼線で囲まれた区
域を予定しております。

次に2ページ、別図2をお願いいたします。

別図1で御説明いたしました区域を三代西1丁目、三代西2丁目に変更するものです。

以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第82号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第82号議案は原案のとおり可決されました。

日程第26．第83号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第26、第83号議案、福岡県自治会館管理組合を組織する地方自治体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第83号議案、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更について御説明いたします。

平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市となることに伴い、組合を構成する公共団体の数が減少し、福岡県自治会館管理組合同規約の変更を行うものでございます。

1ページをお開きください。

第5条中、組合議会の議員を10人から9人へと減じるものです。また、別表第1の組合議会議員の選挙区から筑紫郡を削るものです。

附則として、この規約は平成30年10月1日から施行するとしています。

2ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。以上で説明終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第83号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第83号議案は原案のとおり可決されました。

日程第27．第84号議案

日程第28．第85号議案

日程第29．第86号議案

日程第30．第87号議案

日程第31．第88号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第27、第84号議案、福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

なお、本議案から日程第31、第88号議案までの5件は関連議案でございますので、一括上程し、採決は議案ごとに行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） それでは、第84号議案から第88号議案までの議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第84号議案から第88号議案まで、改正理由が同一の内容でございますので、一括して御説明をさせていただきます。

それでは第84号議案、福岡都市圏広域行政推進協議会規約の一部変更に関する協議について。

第85号議案、福岡都市圏広域行政事業組合格約の一部変更に関する協議について。

第86号議案、福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について。

第87号議案、福岡都市圏の市町の図書館等を相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について。

第88号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合格約の一部変更に関する協議について。

以上5議案は、理由のところにも記載しておりますように、平成30年10月1日に筑紫郡那珂川町が市制施行することに伴い、地方自治法の各規定に基づき規約の変更及び変更に関する協議を行い、議会の議決を求めるものでございます。

改正の内容は、5議案とも本則中の那珂川町を那珂川市に改めるものでございます。

附則として、これらの規約は、いずれも平成30年10月1日から施行することとしています。それぞれの議案に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

初めに第84号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第84号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎 和博君） 次に第85号議案、福岡都市圏広域行政事業組合格約の一部変更に関する協議について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第85号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎 和博君） 次に、第86号議案、福岡都市圏の市町のスポーツ施設等を相互に他の市町の住民の利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第86号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎 和博君） 次に、第87号議案、福岡都市圏の市町の図書館等の相互に他の市町の住民の貸出利用に供することに関する規約の一部変更に関する協議について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第87号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（北崎 和博君） 次に第88号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第88号議案は原案のとおり可決されました。

日程第32. 第89号議案

○議長（北崎 和博君） 日程第32、第89号議案、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 第89号議案、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の一部変更に関する協議について、御説明いたします。

平成30年10月1日に那珂川町が那珂川市となることに伴い、規約の一部を変更するものがございます。1ページをお開きください。

第1条に那珂川市を加え、第4条第1項中、組合議会の議員を10人から9人へと減じるものです。

附則といたしまして、この規約は平成30年10月1日から施行するとしています。

2ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第89号議案、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 全員御異議なしと認め、第 89 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 33. 発議第 1 号

○議長（北崎 和博君） 日程第 33、発議第 1 号、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。高木議員。

○議員（7 番 高木 義輔君） 発議第 1 号、平成 30 年 6 月 5 日、新宮町議会議長 北崎和博様。

提出者、新宮町議会議員 高木義輔。

賛成者、新宮町議会議員 松井和行、同じく牧野真紀子、同じく庵原伸一、同じく上畝地白馬、同じく安武寛憲。

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書について、上記の議案を別紙のとおり、新宮町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書。意見書を読むことによって、説明とさせていただきます。

日本国憲法は、昭和 22 年 5 月 3 日の施行以来、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重の三原則の下、わが国の発展に重要な役割を果たしてきた。このことは、われわれ国民の誇りとするところでもあり、この三原則こそ、現憲法の根幹をなすものであり、今後も堅持されなければならない。

一方、現憲法は、今日に至るまでの 70 年一度の改正も行われておらず、この間、わが国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じている。こうしたことに鑑みれば、憲法についても直面する諸課題から国家と国民の安全・安心を確保し、環境、福祉の向上を図る内容であることが強く求められる。このような状況の中、国会でも平成 19 年の国民投票法の成立に伴い、憲法審査会が設置され、憲法論議が始められている。憲法は国家の基本規定であり、その内容については国会はもちろんのこと、主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきである。

よって、国におかれては、日本国憲法について国会において活発かつ広範な議論を推進するとともに、国民的議論を喚起することを強く求める。以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 5 日、福岡県新宮町議会議長 北崎和博。

提出先、衆議院議長 大島理森殿、参議院議長 伊達忠一殿、内閣総理大臣 安倍晋三殿、総務大臣 野田聖子殿、法務大臣 上川陽子殿、内閣官房長官 菅義偉殿。以上であります。

○議長（北崎 和博君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、意見書案の中に記載されてる内容について、お尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、わが国をめぐる内外の諸情勢に大きな変化が生じている、これは一体何を意味するものか御説明をいただきたいと思います。

それから、2番目にそのあとですね、直面する諸課題とは一体何を意味するのか、この2点を御説明ください。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 同じようなことだろうと思いますが、今、現憲法の不備、問題点が論議されておりますが、その一つの内容として北朝鮮による開発の核ミサイルや南シナ海の中国による軍事基地化、それとか尖閣諸島の領海侵犯など我が国の周辺の情勢は非常に厳しさを増しております。

それに対応するために、どうやって今の憲法だけではできないというふうな状況があるんじゃないだろうか、中身についてはたくさんの国会議員の方々が、いろんなことを論議してやっていたくということに尽きるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） 今の説明からすると、この趣旨は国家の防衛上の安全というのが1点ということになるわけですか。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 安全上もありますし、今、自衛隊の問題もありますよね、実際。

憲法違反って自衛隊は言われています。ほとんどの学者、先生って言いますか、憲法学者が憲法違反であると。その憲法を違反している憲法をそのままにして、自衛隊はそのまま認めるのかという問題もあります。いろんな中身が、ちょっと詳しくは僕も100パーセント調べておりませんのでわかりませんが、いろんな問題を抱えておるんじゃないかと。

だから、それを一つ一つ引き出してきて、みんなで論議をしていったらいいんじゃないかということで、意見書を提出と。中身についてどうのこうのではありませんけど、そういうことでございます。

○議長（北崎 和博君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、もう一度お尋ねします。要するに改正論議を推進しろという意味での推進ですか。

○議長（北崎 和博君） 高木議員。

○議員（7番 高木 義輔君） 改正をしたらいいのか、したらいけないのか、するべきじゃないのかっていうのは、各党といますか、いろんな国会議員がいろんな話をして、その中でこれは

改正しなくていいんじゃないかっていうことであれば、それはそれでいいんじゃないでしょうか。

別に改正論議じゃなくて、不備が生じてるんで、それをきちっとしましょうということでもよろしいんじゃないでしょうか。そういうことを論議しましょうという意見書でございます。

○議長（北崎 和博君） よろしいですか。横大路議員。いいですか。

はい、ほかに。 ございませんか。

○議長（北崎 和博君） 質疑を終了いたします。討論しますか。

〔「討論する」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） はい、これから討論を行います。

まず、反対意見の方。横大路議員。

○議員（9番 横大路 政之君） はい、まず冒頭に申し上げておきたいと思います。

私は護憲論者じゃではございません。憲法を、現行憲法を守らないかんというつもりで、この意見を申し上げるわけではございません。

ただ、意見書に記載されています主権者である国民が幅広く議論し、その結果が反映されるべきであるということは、私もそのとおりでというふうに思います。

ただ、憲法論議は国のあり方を議論する論議ですから、政治家だけでなく、国民も幅広く議論することは至極当たり前であり当然だろうというふうに思います。

しかし、今の質疑の中で説明を受けた限りでは、今回の発議は改正を前提とした意見書というふうに、どうしても説明ではそういうふうにしか感じられません。

マスコミの世論調査等でもわかるとおり、憲法改正については、ほぼ賛否が拮抗しとるわけですね。要するに国論を二分しとるというのが現状であります。このような状況の中で、地方議会が一方の意見に組みするような意見書を出すというのは、私は賛成できません。

したがって、改正とは離れて、一步離れて憲法議論を重ねるということについては賛成できるんですが、今回の意見書についての記載の内容を読む限り、また説明を聞く限りにおいては改正を前提とした議論を進めろという意見書にしか思えませんので、私は反対をしたいというふうに思います。以上です。

○議長（北崎 和博君） 次に、賛成意見の発言を許可します。松井議員。

○議員（12番 松井 和行君） 私は賛成いたします。というのは、内容的に今言われた形と違って、あくまでも議論してこの話を議論の議事の中にまずあげようっていう考え方ですから、その点で賛成いたします。

○議長（北崎 和博君） 次に、反対意見の方。

次に、賛成意見の方。牧野議員。

○議員（11番 牧野 真紀子君） はい、先ほど松井議員がおっしゃいましたように、私自身も

この案をこの意見書が改正ありきではなくて、やはり国民も同様ですね、しっかりと議論を深めていって、どうしていけばいいのかなということで憲法議論をしっかりと重ねていかなければいけないというような意見書としてとらえておりますので、今回はこの意見書に対しては賛成いたします。

○議長（北崎 和博君） 次に、反対意見の方。

次に、賛成意見の方。

討論を終わります。

採決を行います。この採決は起立によって行います。

発議第1号、国会における憲法論議の推進と国民的議論の喚起を求める意見書について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立者8名]

○議長（北崎 和博君） はい。着席ください。

賛成多数で発議第1号は採択と決しました。

日程第34. 報告第8号

○議長（北崎 和博君） 日程第34、報告第8号、平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 報告第8号、平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度新宮町簡易水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

1款1項事業名、簡易水道事業、相島地区配水管布設替工事第2工区において、金額2,828万7,000円を翌年度繰越額として計上いたしております。

財源内訳といたしましては、国庫支出金868万9,000円、地方債430万円、一般財源が1,529万8,000円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第35. 報告第9号

○議長（北崎 和博君） 日程第35、報告第9号、平成29年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 報告第9号、平成29年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、御説明を申し上げます。

地方公営企業法施行令第19条の規定により、平成29年度新宮町水道事業会計予算繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

1款1項事業名、国道495号配水管布設工事第7工区は、下水道管渠築造工事の完了に伴い、配水管を布設し、路面の本復旧を早期に実施するため、事前に発注し繰り越すものでございます。

また事業名、緑ヶ浜地区配水管布設替工事第13工区及び緑ヶ浜地区配水管仮設工事第3工区は、緑ヶ浜地区の平成30年度下水道管渠築造工事の早期着工に伴い、支障となる配水管を事前に仮設し、給水管を布設するため事前に発注し繰り越すものでございます。

金額はそれぞれ2,774万4,000円と1,814万円及び1,264万4,000円の合計金額5,852万8,000円を翌年度へ繰越額として計上いたしております。

財源としましては、いずれも当年度損益勘定留保資金で同額でございます。

以上で説明を終わらせてきます。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第36、報告第10号

○議長（北崎 和博君） 日程第36、報告第10号、平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（森 一彦君） 報告第10号、平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明申し上げます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成29年度新宮町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る繰越計算書を調製しましたので、議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

2款1項事業名、公共下水道事業、夜臼第2雨水幹線改修事業委託料について、金額1,13

6万8,000円を翌年度繰越額として計上いたしております。

財源内訳としまして、国庫支出金450万円、地方債680万円と一般財源が6万8,000円でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第37. 報告第11号

○議長（北崎 和博君） 日程第37、報告第11号、平成29年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 報告第11号、平成29年度新宮町一般会計継続費繰越計算書の報告について、御説明いたします。

地方自治法施行令第145条第1項の規定により、平成29年度新宮町一般会計継続費繰越計算書を調製いたしましたので、議会に御報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

10款3項、中学校費の新宮中学校給食室等改修事業につきまして、継続費の総額は5億2,080万円で、平成29年度継続費予算現額のうち予算計上額3億1,680万円は、平成29年度の国の補正予算に伴い、平成30年度に計画していた給食室分の前倒しに係るものでございます。

前年度、逓次繰越額2億400万円は、平成29年6月議会において平成28年度新宮町一般会計継続費繰越計算書で御報告いたしましたものでございます。

支出済額及び支出見込額の1億8,554万2,084円が平成29年度の支出でございまして、残額3億3,525万7,916円のうち3億3,525万7,000円を平成30年度に逓次繰り越しするものでございます。

その財源内訳は、下段のほうに記載のとおりでございます。

また、新設中学校建築事業では継続費の総額は32億7,581万8,000円で、平成29年度継続費予算現額のうち、予算計上額12億9,270万1,000円は、校舎分等と平成29年度の国の補正予算に伴い、平成30年度に計画していた給食室分の前倒しに係るものの合算となっております。

前年度逓次繰越額3億400万円は、平成29年6月議会において平成28年度新宮町一般会計継続費繰越計算書で御報告をいたしましたものでございます。

支出済額及び支出見込額の9億7,676万8,700円が平成29年度の支出でございまして、残額6億1,993万2,300円のうち、6億1,993万円を平成30年度に逡次繰り越しするものでございまして、その財源内訳は記載しておりますとおりのものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第38. 報告第12号

○議長（北崎 和博君） 日程第38、報告第12号、平成29年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（太田 達也君） 報告第12号、平成29年度新宮町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、御説明いたします。

地方自治法施行令、第146条第2項の規定により、平成29年度新宮町一般会計繰越明許費に係る繰越計算書を調整いたしましたので、議会に御報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

今回、繰越明許費といたしまして7事業を記載しておりますが、すべて平成29年度補正で計上いたしました事業でございます。それぞれの事業費全額6億526万9,000円を平成30年度に繰り越しをいたしております。

財源内訳につきましては、平成29年度中の既収入特定財源はございません。未収入特定財源の国庫支出金3億1,747万円。地方債1億9,820万円と一般財源8,959万9,000円を含め、平成30年度の収入となる予定のものでございます。説明は以上でございます。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第39. 報告第13号

○議長（北崎 和博君） 日程第39、報告第13号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野 哲之君） 報告第13号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告につ

いて、御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。1ページから10ページまで、それぞれの規約ごとの明細を載せております。

平成30年2月1日から平成30年4月30日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で6件、特別会計で2件、水道事業会計、公共下水道事業会計で計4件ございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で73件、特別会計で6件、水道事業会計、公共下水道事業会計で計9件ございました。

参考資料として入札結果表を添付いたしておりますので御参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（北崎 和博君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 質問を終わります。

日程第40．報告第14号

○議長（北崎 和博君） 日程第40、報告第14号、例月出納検査結果報告について1月、2月、3月が提出されております。質問があれば監査委員にお尋ねください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 以上で報告を終わります。

○議長（北崎 和博君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北崎 和博君） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字の整理、訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

○議長（北崎 和博君） これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時27分散会
